証券コード：7291

日本プラスト株式会社

第82回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年６月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所

静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間

議　　案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第５号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件
第６号議案　取締役賞与支給の件

目　　次

第82回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 6
（提供書面）
事業報告…… 23
連結計算書類…… 34
計算書類…… 36
監査報告…… 38

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

・株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございます。今回の株主総会は、可能な限りこれらの方法により議決権を事前にご行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討ください。
・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご無理をなされないようお願いいたします。

日本プラスト株式会社

（証券コード　7291）
2020年６月９日

株 主 各 位

静岡県富士宮市山宮3507番地15
日 本 プ ラ ス ト 株 式 会 社
代表取締役社長　永 野　　博 久

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、５頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

2．場　　所　静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第82期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第82期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならび退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第５号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件
第６号議案　取締役賞与支給の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
○次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.n-plast.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・　事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
・　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人又は監査役（監査等委員会、監査委員会）が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.n-plast.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

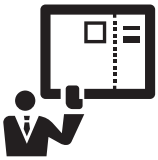

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年６月26日（金曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月25日（木曜日）
午後５時30分
到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月25日（木曜日）
午後５時30分
入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

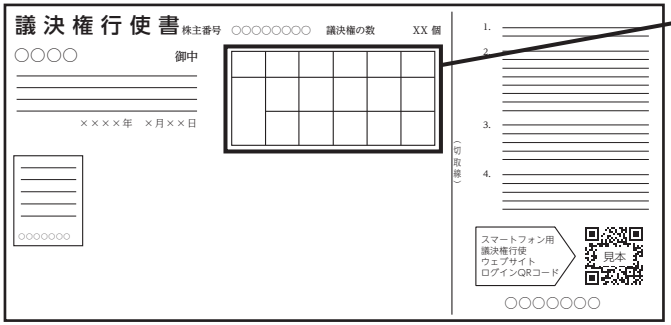

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１・４・５・６号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

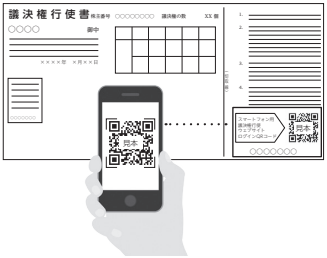

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

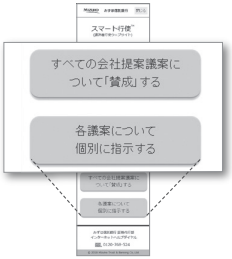

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

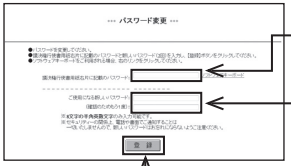

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間　平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績および配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としておりますので、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

（1）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（2）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金10円　　総額は194,020,690円
　　なお、中間配当金として１株につき金10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金20円となります。

（3）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月29日

第2号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役を２名増員し、社外取締役３名を含む取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	広瀬（ひろせ）　信（まこと）	取締役会長	再任
2	永野（ながの）　博久（ひろひさ）	代表取締役社長	再任
3	内田（うちだ）　宏巳（ひろみ）	常務取締役生産本部長	再任
4	渡辺（わたなべ）　和洋（かずひろ）	取締役中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理	再任
5	豊田（とよた）　剛志（たけし）	取締役経営企画本部長兼管理本部長兼GCR推進室長	再任
6	池田（いけだ）　秀雄（ひでお）	—	再任　社外　独立
7	長谷川（はせがわ）　淳治（じゅんじ）	—	新任　社外　独立
8	林（はやし）　高史（たかふみ）	—	新任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

広瀬（ひろせ） 信（まこと）（1951年10月16日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月　当社入社
1987年 6 月　当社取締役
1988年 6 月　当社常務取締役
1991年 6 月　当社専務取締役
1993年 6 月　当社代表取締役社長
2014年 6 月　当社代表取締役会長
2018年 6 月　当社取締役会長（現任）

所有する当社の株式数：1,358,000株

取締役候補者とした理由

広瀬信氏は、1987年６月に当社取締役に就任後、1993年６月から2014年６月まで代表取締役社長、2014年６月から2018年６月まで代表取締役会長を務めており、これまで培った当社グループの経営全般に関する知識と経験に基づき、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

候補者番号 2

永野（ながの） 博久（ひろひさ）（1958年９月18日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月　当社入社
2011年 6 月　当社取締役経営管理部長
2012年 6 月　当社取締役管理購買本部長兼経理部長
2013年 3 月　当社常務取締役北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
2017年 6 月　当社代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式数：8,400株

取締役候補者とした理由

永野博久氏は、経営企画部門、経理部門の経験および海外子会社において経営全般に携わった実績により、国内外の分野で経営に携わり、2017年６月より代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

候補者番号 3

内田宏巳（うちだ ひろみ）（1958年12月5日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月　当社入社
2012年 6 月　当社取締役生産本部長兼新機種管理部長
2013年 6 月　当社執行役員生産本部長兼新機種管理部長
2013年10月　当社執行役員ニホンプラストメヒカーナ取締役社長
2017年 6 月　当社取締役生産本部長兼新機種管理部長
2018年 1 月　当社取締役生産本部長兼生産技術部長
2018年 6 月　当社常務取締役生産本部長兼生産技術部長
2018年10月　当社常務取締役生産本部長兼生産管理部長
2019年 4 月　当社常務取締役生産本部長（現任）

所有する当社の株式数：2,400株

取締役候補者とした理由

内田宏巳氏は、生産部門および海外子会社において経営全般に携わった実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 4

渡辺和洋（わたなべ かずひろ）（1960年11月11日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月　当社入社
2008年 6 月　当社経営企画室付部長兼ＩＲ推進課長
2014年 6 月　当社業務監査室長
2015年 6 月　中山富拉司特工業有限公司総経理
2017年 6 月　当社執行役員中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理
2018年 6 月　当社取締役中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理（現任）

所有する当社の株式数：1,500株

取締役候補者とした理由

渡辺和洋氏は、経営企画部門、業務監査部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 5

豊田剛志（とよた たけし）（1964年12月2日生）

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月　当社入社
2015年 6 月　当社経営企画室長
2017年 6 月　当社執行役員経営企画室長
2018年 6 月　当社執行役員管理本部長兼経営企画室長
2018年 9 月　当社執行役員管理本部長兼経営企画室長兼経理部長
2019年 4 月　当社執行役員経営企画本部長兼管理本部長
2019年 6 月　当社取締役経営企画本部長兼管理本部長兼GCR推進室長（現任）

所有する当社の株式数：1,200株

取締役候補者とした理由

豊田剛志氏は、購買部門、経理部門、経営企画部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

候補者番号 6

池田秀雄（いけだ ひでお）（1957年10月16日生）

再任　社外　独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4 月　弁護士登録
1995年 4 月　株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）社内弁護士
1997年 4 月　松下照雄法律事務所
1998年 8 月　池田法律事務所（現任）
2015年 6 月　当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由

池田秀雄氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスが期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

候補者番号 ※7

長谷川　淳　治（はせがわ　じゅんじ）（1953年10月８日生）

新任　社外　独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年４月　国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社
2006年10月　KDDI株式会社執行役員経営管理本部長
2009年４月　同社執行役員コンシューマ事業統括本部長
2013年10月　株式会社ジュピターテレコム取締役副社長執行役員経営管理部門長
2014年４月　KDDI株式会社執行役員常務
2018年３月　退任

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由
長谷川淳治氏は、KDDI株式会社等において、経営管理部門、財務・経理部門、営業部門、企業年金資産運用部門の業務実績を有しており、大手通信会社における豊富な経験に基づく優れた経営判断能力が期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

候補者番号 ※8

林　高　史（はやし　たかふみ）（1966年10月27日生）

新任　社外　独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年４月　公認会計士登録
2005年３月　林公認会計士事務所開設
2006年７月　税理士登録
2008年８月　大連維利達信息諮詢有限公司開設
2016年10月　林公認会計士事務所をグラーティアコンサルティンググループへ統合
2016年10月　グラーティアコンサルティンググループ林公認会計士事務所代表パートナー就任（現任）
2020年４月　グラーティア税理士法人設立代表（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外取締役候補者とした理由
林　高史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士、税理士として企業会計に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有しており、的確な提言・助言が期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

（注）１．※は新任取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．池田秀雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
４．当社は池田秀雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、長谷川淳治氏および林　高史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
５．当社は、池田秀雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、池田秀雄氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、長谷川淳治氏および林　高史氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役勢能克彦氏および安田　健氏は、任期満了となります。
つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号※1

池田修三（いけだしゅうぞう）（1959年２月３日生）

新任　社外　独立役員

略歴、地位、および重要な兼職の状況

1985年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2000年10月　みずほ証券株式会社資本市場グループ担当部長
2003年10月　株式会社みずほコーポレート銀行企業営業第二部参事役
2005年４月　同行クレジットエンジニアリング部企業考査役
2007年４月　同行クレジットエンジニアリング部副部長
2011年４月　ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役副社長
2013年５月　ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外監査役候補者とした理由

池田修三氏は、各分野において高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号※2

伊東弘美（いとうひろみ）（1960年5月6日生）

新任　社外　独立役員

略歴、地位、および重要な兼職の状況

1983年４月　株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
2000年３月　株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）津支店長
2001年11月　同行赤門通支店長
2003年10月　株式会社りそな銀行新都心営業第三部長
2007年４月　同行川崎支店長
2009年４月　同行執行役員首都圏地域担当
2011年６月　同行執行役員大阪地域担当
2015年４月　りそなビジネスサービス株式会社専務取締役
2017年４月　株式会社レオパレス21常務執行役員
2018年６月　同社取締役常務執行役員
2019年７月　りそな総合研究所株式会社シニアアドバイザー（現任）

所有する当社の株式数：－株

社外監査役候補者とした理由

伊東弘美氏は、長年にわたり金融機関に携わり、豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。

（注）１．※は新任監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．池田修三氏および伊東弘美氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。
４．池田修三氏および伊東弘美氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならび退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます渡辺隆雄氏および任期満了により監査役を退任されます勢能克彦氏および安田　健氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
渡　辺　隆　雄	2013年 6月　当社取締役 2017年 6月　当社常務取締役（現任）
勢　能　克　彦	2016年 6 月　当社社外監査役（現任）
安　田　　健	2016年 6 月　当社社外監査役（現任）

また、当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年３月31日開催の取締役会において、取締役および監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役広瀬　信氏、永野博久氏、内田宏巳氏、渡辺和洋氏、豊田剛志氏、池田秀雄氏の６氏および在任中の監査役森　昭彦氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
広　瀬　　信	1987年 6 月　当社取締役 1988年 6 月　当社常務取締役 1991年 6 月　当社専務取締役 1993年 6 月　当社代表取締役社長 2014年 6 月　当社代表取締役会長 2018年 6 月　当社取締役会長（現任）
永　野　博　久	2011年 6 月　当社取締役 2013年 3 月　当社常務取締役 2017年 6 月　当社代表取締役社長（現任）
内　田　宏　巳	2012年 6 月　当社取締役 2019年 4 月　当社常務取締役（現任）
渡　辺　和　洋	2018年 6 月　当社取締役（現任）
豊　田　剛　志	2019年 6 月　当社取締役（現任）
池　田　秀　雄	2015年 6 月　当社社外取締役（現任）
森　　昭　彦	2019年 6 月　当社監査役（現任）

第5号議案　取締役に対する株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2008年６月27日開催の第70回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役３名）でありますが、本制度の対象となる取締役は５名となります。

２．本制度に係る報酬等の額および参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間
2020年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）
（4）信託金額（報酬等の額）
本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2021年３月末日で終了する事業年度から2023年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。
　まず、当社は、本信託設定（2020年８月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、150百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。
　また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、150百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、150百万円を上限とします。
　なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
（5）当社株式の取得方法および取得株式数
　本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。
なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、42万株を上限として取得するものとします。
　本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、14万ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞

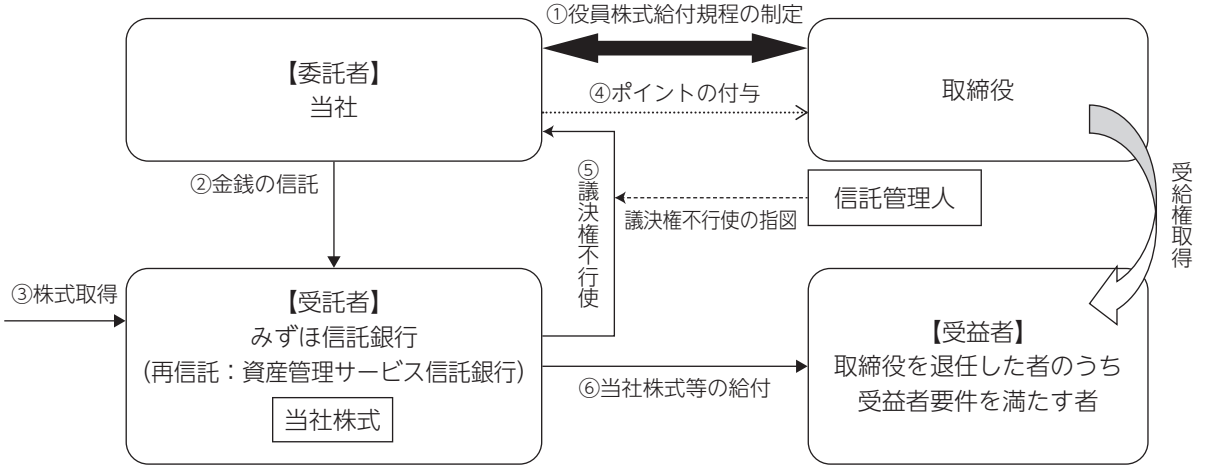

① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第6号議案　取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役６名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与を総額87百万円支給することといたしたいと存じます。

以　上

（提供書面）

事業報告（2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で個人消費の持ち直し等を受け緩やかな回復基調が続いたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による下押しを受けて急激に減速しました。一方、世界経済では、米国経済は良好な雇用・所得環境を背景に景気拡大を継続し、中国経済では政策の下支えにより景気の低迷に底入れの兆しが見えたものの、足下では米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済は急激に減速しており、先行きの不確実性は一層高まりを見せております。

このような状況の中、当連結会計年度における売上高は、主に日本での得意先の減産および新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による減収、北米での得意先の減産影響および中国でのフルモデルチェンジに伴う仕様差等により前期比8.2％減の106,141百万円となりました。損益面では、減収影響等により営業利益は前期比17.7％減の4,507百万円、経常利益は為替影響等により前期比26.1％減の4,021百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比39.3％減の2,356百万円となりました。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、総額6,266百万円の設備投資を実施いたしました。

主なものは、新規受注対応のための設備投資およびモデルチェンジに対応した金型投資等の取得であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループを取り巻く環境は、先行きの不確実性が一層高まりを見せております。世界経済は、緩やかな拡大基調が続いていたものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により多数の尊い命を失うとともに、主要都市の経済は麻痺し、リーマンショックを超える大打撃を受けております。

これに対し、当社グループはお客様、お取引先様、従業員の安全を守ることを最重要課題とし、従業員一人一人ができる感染予防の徹底的な意識づけや、在宅勤務等の働き方改革を加速させ、感染リスクの低減に向けた諸施策を実施しております。また代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、グローバルで刻一刻と変化する状況にスピーディーに対処し、その影響を最小限に抑えつつ、終息時の企業活動の早期正常化に向けて準備を行っております。

②第５次中期経営計画

当社が身を置く自動車業界では、大きな変革期を迎え、利益創造構造の変化と、同業種に加え異業種からの参入による競争の激化が進み、さらに受注環境は厳しさを増しております。一方で地球に目を向けると、行き過ぎた経済至上主義の代償として、地球温暖化による水害・風害・干ばつ・山林火災、地下資源の過剰汲み上げによる地盤沈下・資源の枯渇や、貧富差の拡大、飢餓、若年強制労働等、早急に取り組むべき課題が乱発しております。

そのような中、当社は従来より取り組んできた経営基盤の強化に加え、国連で採択された国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、長期的な展望で持続可能な社会の実現に向けた取り組みを加速し、「顧客からの揺るぎない信頼と企業価値の最大化」を目指し、2020年度からの３年間を計画期間とする第５次中期経営計画を策定しました。スローガンには「INNOVATION」を掲げ、お得意先様・お取引先様への顧客価値、株主様・投資家様への顧客価値、地域社会・従業員への顧客価値という３つの視点から主要活動を捉え、下記の重点施策に取り組んでまいります。

・社会貢献領域での事業化

人命を守る事業を扱う企業として、また樹脂事業に携わる企業として、SDGsの目標達成に向け当社が取り組むべき課題を積極的に検討し、2030年の社会貢献領域での事業化を目指します。

・品質保証体制の強化
　ゼロディフェクト品質を追求し、お客様品質評価No.1を目指します。
・働きがいのある職場づくり
　当社グループの持続的な成長を支える重要な基盤は人財です。国内外において労働人口が減少していく中、テレワークの推進とIT活用による働き方改革や、女性活躍・シニア活用・海外拠点との人材交流等、多様性があり、働きがいを持って仕事ができる職場づくりを目指します。
・企業競争力の向上
　原価企画活動の強化や固有技術をベースとした魅力ある商品の提案、国内外の生産アロケーションの最適化への取り組み等、QCDD（品質、コスト、納期、設計・開発）全領域の徹底的な強化を目指します。
・稼ぐ力の強化
　利益追求の考え方から投資効率の重視へ考え方をシフトし、キャッシュフローの効率化や投下資本の適正化に取り組みます。

（5）財産および損益の状況の推移

区　　分	第 79 期 2017年３月期	第 80 期 2018年３月期	第 81 期 2019年３月期	第 82 期 （当連結会計年度） 2020年３月期
売上高（百万円）	128,652	114,689	115,563	106,141
営業利益（百万円）	5,670	3,885	5,476	4,507
経常利益（百万円）	5,104	3,678	5,442	4,021
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,986	2,015	3,882	2,356
１株当たり当期純利益（円）	247.39	119.78	200.25	121.57
総資産（百万円）	81,148	77,747	76,367	74,784
純資産（百万円）	25,718	31,296	33,600	34,816
１株当たり純資産（円）	1,634.22	1,614.31	1,733.27	1,796.10

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニートン・オート・プロダクツ	千米ドル 35,650	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ	千メキシコペソ 424,623	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストインドネシア	百万ルピア 14,632	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニートン・ローム	千米ドル 27,000	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
中山富拉司特工業有限公司	千元 150,464	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンプラストタイランド	千タイバーツ 400,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
ニホンマグネシオ	千メキシコペソ 67,831	% 100.0 (90.0)	自動車部品の製造販売
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	千元 57,915	% 100.0	自動車部品の製造販売
ﾆｰﾄﾝ・ｵｰﾄ・ﾒﾋｶｰﾅ	千メキシコペソ 202,905	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストメヒカーナ・テマスカルシンゴ	千メキシコペソ 3,859	% 100.0 (100.0)	自動車部品の製造販売
ニホンプラストベトナム	千米ドル 15,000	% 100.0	自動車部品の製造販売
エヌピーサービス株式会社	千円 35,000	% 100.0	事務処理に関する請負業務

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で表示しております。

③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

自動車部品事業	安全部品	ハンドル	革巻ハンドル、木目ハンドル、ウレタンハンドル
		エアバッグ	運転席エアバッグ、アシストエアバッグ、サイドエアバッグ、カーテンエアバッグ
	樹脂部品		空調部品、インスト部品、トリム部品、車体部品、エンジン駆動部品、その他部品
その他事業			自転車用エアバッグ、ゲーム機、その他

(8) 主要な拠点（2020年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	静岡県富士宮市
テクニカルセンター	静岡県富士宮市、静岡県富士市
富士工場	静岡県富士宮市、静岡県富士市
伊勢崎工場	群馬県伊勢崎市
九州工場	福岡県築上郡上毛町
厚木営業所	神奈川県厚木市
栃木営業所	栃木県宇都宮市

② 国内子会社

名称	所在地
エヌピーサービス株式会社	静岡県富士宮市

③ 海外子会社

名称	所在地
ニートン・オート・プロダクツ	アメリカ合衆国オハイオ州
ニートン・ローム	アメリカ合衆国ジョージア州
ニホンプラストメヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンマグネシオ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニートン・オート・メヒカーナ	メキシコ合衆国ケレタロ州
ニホンプラストメヒカーナ・テマスカルシンゴ	メキシコ合衆国メキシコ州
ニホンプラストインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州
中山富拉司特工業有限公司	中華人民共和国広東省
武漢富拉司特汽車零部件有限公司	中華人民共和国湖北省
ニホンプラストタイランド	タイ王国ラヨン県
ニホンプラストベトナム	ベトナム社会主義共和国ビンフック省

(9) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
6,027名	308名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,018（331）名	22名増（7名減）	40.2歳	16.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高 （百万円）
株式会社みずほ銀行	3,217
株式会社静岡銀行	2,027
株式会社りそな銀行	1,859
株式会社三井住友銀行	695
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	152

（注） 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　42,400,000株
（2）発行済株式の総数　19,410,000株（自己株式7,931株を含む）
（3）株主数　14,156名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
東京中小企業投資育成株式会社	1,429,000	7.36
広瀬信	1,358,000	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,208,000	6.22
株式会社ダイセル	1,000,000	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	764,200	3.93
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS／UCITS ASSETS	720,000	3.71
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS－AIFM	438,300	2.25
INTERACTIVE BROKERS LLC	417,400	2.15
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	348,600	1.79
伊藤忠プラスチックス株式会社	317,200	1.63

（注）持株比率は自己株式（7,931株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	広瀬　信	
代表取締役社長	永野　博久	
常務取締役	渡辺　隆雄	北米事業統括兼ニートン・オート・プロダクツ取締役社長
常務取締役	内田　宏巳	生産本部長
取締役	渡辺　和洋	中国事業統括兼中山富拉司特工業有限公司総経理
取締役	豊田　剛志	経営企画本部長 兼 管理本部長 兼 ＧＣＲ推進室長
取締役	池田　秀雄	池田法律事務所
常勤監査役	森　昭彦	
監査役	勢能　克彦	
監査役	安田　健	大平洋金属株式会社 社外監査役

（注）１．2019年６月27日開催の第81回定時株主総会の終結の時をもって、取締役森　昭彦氏および監査役向笠　完氏は任期満了により退任いたしました。
２．2019年６月27日開催の第81回定時株主総会において、新たに豊田剛志氏は取締役に、森　昭彦氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
３．取締役池田秀雄氏は、社外取締役であります。
４．監査役勢能克彦氏および安田　健氏の両氏は、社外監査役であります。
５．監査役勢能克彦氏および安田　健氏の両氏は、金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当社では、取締役会の監督機能と執行機能の分離による意思決定の迅速化および業務執行の効率化を目的として執行役員制度を導入しております。当事業年度の末日（2020年３月31日）現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	新浜隆則	メキシコ統括兼ニートン・オート・メヒカーナ社長
常務執行役員	石川智張	営業本部長
執行役員	堀川尚希	ニホンプラストベトナム社長
執行役員	錦織和彦	購買本部長兼購買部長兼IB戦略室長
執行役員	時田孝志	開発本部長兼安全開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	8 (1)	251 (5)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	19 (9)
合計 （うち社外役員）	12 (3)	271 (14)

（注）１．上記には、2019年６月27日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第70回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第68回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。

４．上記報酬等の額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

１）当社と取締役池田秀雄氏の兼職先である池田法律事務所との間には特別の関係はありません。

２）当社と監査役安田　健氏の兼職先である大平洋金属株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（全20回）		監査役会（全21回）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 池田 秀雄	20	100	−	−
監査役 勢能 克彦	20	100	21	100
監査役 安田 健	20	100	21	100

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

会計監査人

有限責任 あずさ監査法人（2007年６月28日就任）

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　36百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　36百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 会社法第340条第１項各号に掲げられている事由およびこれに準ずる事由等に該当したとき。

② 当社の監査に起因する会社法、公認会計士法、等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けたとき。

③ 当社の監査に起因する会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等から監査を遂行するに不充分と判断したとき。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社の監査の状況

ニートン・オート・プロダクツ、ニホンプラストメヒカーナ、ニホンプラストインドネシア、ニートン・ローム、中山富拉司特工業有限公司、ニホンプラストタイランド、ニホンマグネシオ、武漢富拉司特汽車零部件有限公司、ニートン・オート・メヒカーナ、ニホンプラストベトナムは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績および配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**39,029**	**流動負債**	**31,105**
現金及び預金	9,403	支払手形及び買掛金	10,523
受取手形及び売掛金	13,799	短期借入金	10,593
製品	1,918	１年内返済予定の長期借入金	2,895
仕掛品	940	リース債務	362
原材料及び貯蔵品	9,847	未払法人税等	180
その他	3,121	未払費用	2,203
貸倒引当金	△2	賞与引当金	805
固定資産	**35,754**	役員賞与引当金	87
有形固定資産	**32,256**	製品保証引当金	78
建物及び構築物	9,381	その他	3,375
機械装置及び運搬具	10,889	**固定負債**	**8,863**
工具、器具及び備品	3,386	長期借入金	5,090
土地	4,446	リース債務	323
リース資産	615	繰延税金負債	298
建設仮勘定	2,578	退職給付に係る負債	2,400
その他	958	役員退職慰労引当金	530
無形固定資産	**712**	製品保証引当金	98
特許権	312	その他	122
ソフトウエア	358	**負債合計**	**39,968**
その他	41	**純資産の部**	
投資その他の資産	**2,785**	**株主資本**	**38,715**
投資有価証券	1,829	**資本金**	**3,206**
繰延税金資産	387	**資本剰余金**	**5,213**
その他	576	**利益剰余金**	**30,311**
貸倒引当金	△7	**自己株式**	**△16**
		その他の包括利益累計額	**△3,898**
		その他有価証券評価差額金	**371**
		為替換算調整勘定	**△4,237**
		退職給付に係る調整累計額	**△32**
資産合計	**74,784**	**純資産合計**	**34,816**
		負債純資産合計	**74,784**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**106,141**
売上原価		**94,321**
売上総利益		**11,819**
販売費及び一般管理費		7,311
営業利益		**4,507**
営業外収益		
受取利息及び配当金	194	
投資不動産賃貸料	65	
受取和解金	5	
補助金収入	90	
その他	110	466
営業外費用		
支払利息	428	
為替差損	370	
その他	153	953
経常利益		**4,021**
特別損失		
関係会社株式売却損	176	176
税金等調整前当期純利益		**3,845**
法人税、住民税及び事業税	1,435	
法人税等調整額	53	1,488
当期純利益		2,356
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,356**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**15,743**	**流動負債**	**14,451**
現金及び預金	1,841	支払手形	315
電子記録債権	1,244	電子記録債務	1,521
売掛金	5,483	買掛金	3,606
製品	320	短期借入金	3,750
仕掛品	605	１年内返済予定の長期借入金	1,588
原材料及び貯蔵品	3,151	リース債務	359
前払金	204	未払金	401
前払費用	35	未払費用	768
未収入金	2,847	未払法人税等	42
その他	11	前受金	324
貸倒引当金	△2	預り金	37
固定資産	**26,877**	賞与引当金	767
有形固定資産	**11,485**	役員賞与引当金	87
建物	2,903	設備関係支払手形	881
構築物	20	**固定負債**	**6,729**
機械及び装置	2,090	長期借入金	2,613
車両運搬具	15	関係会社長期借入金	1,000
工具、器具及び備品	1,247	リース債務	318
土地	3,739	退職給付引当金	2,225
リース資産	609	役員退職慰労引当金	530
建設仮勘定	858	その他	41
無形固定資産	**637**	**負債合計**	**21,181**
特許権	312	**純資産の部**	
ソフトウエア	282	**株主資本**	**21,067**
リース資産	8	**資本金**	**3,206**
その他	33	**資本剰余金**	**5,213**
投資その他の資産	**14,754**	資本準備金	802
投資有価証券	1,808	その他資本剰余金	4,411
関係会社株式	9,112	**利益剰余金**	**12,653**
出資金	3	その他利益剰余金	12,653
関係会社出資金	2,698	資産買換差益積立金	69
差入保証金	30	固定資産圧縮積立金	107
繰延税金資産	759	繰越利益剰余金	12,476
その他	350	**自己株式**	**△5**
貸倒引当金	△7	**評価・換算差額等**	**371**
		その他有価証券評価差額金	**371**
資産合計	**42,620**	**純資産合計**	**21,438**
		負債純資産合計	**42,620**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**39,100**
売上原価		**35,093**
売上総利益		**4,006**
販売費及び一般管理費		3,418
営業利益		**587**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,159	
その他	115	2,274
営業外費用		
支払利息	52	
為替差損	238	
固定資産除却損	49	
その他	29	368
経常利益		**2,493**
特別利益		
関係会社株式売却益	13	13
税引前当期純利益		**2,507**
法人税、住民税及び事業税	453	
法人税等調整額	175	629
当期純利益		**1,878**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

日本プラスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
　名古屋事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　英　喜　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

日本プラスト株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
　名古屋事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　家　徳　子　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　英　喜　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本プラスト株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

日本プラスト株式会社　監査役会

常勤監査役　森　　昭　彦　㊞

社外監査役　勢　能　克　彦　㊞

社外監査役　安　田　　健　㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　静岡県富士市平垣本町８番１号
ホテルグランド富士　２階　孔雀の間
電話（0545）61－0360（代表）

（交通のご案内）

・ＪＲ東海富士駅下車徒歩約７分
・ＪＲ東海新幹線新富士駅下車
　富士急行バス乗りかえ１番乗場富士駅行
　富士駅南口バス停下車徒歩約７分
・東名高速／富士インターより車で約15分
・新東名高速／新富士インターより車で約20分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。